|  |
| --- |
| **５０２４．修正申告事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＭＡ | 修正申告事項登録 |

１．業務概要

「修正申告（ＡＭＣ）」業務に先立ち、修正申告（特例修正申告を含む。）事項を登録する。

登録した修正申告事項は、ＡＭＣ業務までの間訂正できる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した修正申告事項は、ＡＭＣ業務が行われない場合は、一定期間を経過後システムから削除される。

２．入力者

通関業

３．制限事項

（１）入力欄数は９９欄以下であること。

（２）内国消費税等（地方消費税、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税を含む。）の種類が６種類以下であること。

（３）税額、増加税額及び増加税額合計は、１１桁以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②修正申告事項の訂正の場合は、修正申告ＤＢに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）修正申告ＤＢチェック

修正申告事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された修正申告番号が修正申告ＤＢに存在すること。

②修正申告がされていないこと。

（４）口座関連チェック

口座番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、入力者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、申告者、または輸入取引者または税関事務管理人が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（５）入力税額チェック

入力された輸入申告番号の単位で以下のチェックを行う。

①受入科目毎の修正申告後の税額の合計が、修正申告前の税額の合計と同額か増額していること。

②修正申告後の税額の合計が、修正申告前の税額の合計より増額していること。

（６）内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等修正申告前種別コード、内国消費税等修正申告後種別コード欄に先頭１桁が「Ｆ」または「Ａ」の内国消費税等種別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①同一欄内の内国消費税等修正申告前種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

②同一欄内の内国消費税等修正申告後種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

③輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。ただし、特例申告期限日欄に入力がある場合はチェックを行わない。

（７）その他のチェック

（Ａ）輸入申告番号は、あて先官署に対応する輸入申告番号であること。

（Ｂ）輸入申告番号欄に同一の輸入申告番号が入力されていないこと。

（Ｃ）１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

（Ｄ）輸入申告番号欄に入力がある欄について、特例申告期限日欄に入力がある欄と入力がない欄が混在しないこと。

（Ｅ）マニュアルによる輸入申告番号は、以下の体系であること。

①Ｘ ＸＸＸＸＸ ９９９９ Ｘ

　　　　　　　　　　　　　　　月符号（英字）

　　　　　　　　　　　　通番

　　　　　　　利用者コード

　　　業務種別

②９９９－９９９９ （Ｘ）

　　　　　　　　　　　　　月符号（英字）

　　　　　　　　　通番

申告者コード（数字３桁）

（Ｆ）あて先官署コードが変更された場合または「当初輸入申告情報呼出し（修正申告）（ＤＬＩ０２）」業務により払い出された修正申告番号が入力された場合は、入力された修正申告番号（先頭１０桁）及び変更後の税関官署コードが資金ＤＢに登録されていないこと。

（Ｇ）納付方法識別欄に「Ｓ」が入力された場合は、以下のチェックを行う。

①入力された申告者コードに係る国内用輸出入者ＤＢに情報出力先利用者コードが登録されていること。

②入力された口座番号が輸入者口座の場合は、申告者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）増加税額計算処理

（Ａ）輸入申告番号単位の増加税額の算出

受入科目毎に「修正申告後の税額の合計－修正申告前の税額の合計」を増加税額とする。

なお、税額の合計は、１００円未満を切り捨てた額とする。

（Ｂ）増加税額合計の算出

算出された輸入申告番号単位の増加税額を修正申告の受入科目毎に合計する。

（３）延滞税額計算処理

口座番号欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）輸入申告番号単位の延滞税額の算出

オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「延滞税額算出処理」を参照。

（Ｂ）輸入申告番号単位の延滞税額の端数処理

輸入申告番号単位の延滞税額の算出において以下の端数処理を行う。

①増加税額が１０，０００円未満の場合は、延滞税額は０円とする。

②増加税額が１０，０００円以上であって１０，０００円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた後の増加税額により延滞税額を計算する。

③算出した延滞税額が１，０００円未満の場合は、延滞税額は０円とする。

④算出した延滞税額が１，０００円以上であって１００円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

（Ｃ）延滞税額合計の算出

端数処理後の延滞税額を修正申告の受入科目毎に合計する。

（４）修正申告番号の払出し処理

修正申告事項の登録の場合は、以下の条件をすべて満たす修正申告番号を払い出す。ただし、修正申告事項の訂正の場合は、払出しは行わない。

①修正申告ＤＢに登録されていない修正申告番号（先頭１０桁）

②資金ＤＢに登録されていない修正申告番号（先頭１０桁）（税関官署コードとの組み合わせ）

③添付ファイル管理ＤＢに登録されていない修正申告番号（先頭１０桁）

（５）修正申告ＤＢ処理

入力内容を修正申告ＤＢに登録・更新する。

（６）添付ファイル管理ＤＢ処理

修正申告事項の訂正の場合で、入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理ＤＢに登録する。

（７）注意喚起メッセージ出力処理

１修正申告単位で地方消費税の増加税額が存在する場合で、消費税の増加税額が存在しない場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（８）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 修正申告入力控情報 | なし | 入力者 |

７．特記事項

（１）納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下の通り。

| 納付方法識別 | 口座番号 | 処理内容 |
| --- | --- | --- |
| Ｍ | 入力あり | エラー |
| 入力なし | 全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、ＭＰＮという。）による納付を行う |
| 入力なし | 入力あり | エラー |
| 入力なし | 全科目について直納による納付を行う |
| Ｒ／Ｅ／Ｓ＊１ | 入力あり | 全科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う |
| 入力なし | エラー |

（＊１）納付方法識別欄に「Ｅ」または「Ｓ」を入力した場合の口座引落とし処理は、「リアルタイム口座引落とし依頼（ＲＯＷ）」業務を実施する必要がある。